平成２４年（フ）第３６号
富山市三室荒屋70番地
債務者　畔田　　博
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦崎　　威
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の743
債務者　川邉　眞二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３４５号
札幌市豊平区中の島１条７丁目10番１号　中の島カサデューク77―202号、前住所札幌市豊平区西岡４条９丁目１番26―308号
債務者　今村　茂光
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　尊氏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
富山市中島３丁目８番52号
債務者　富川　　泰
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　一三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９号
埼玉県吉川市大字保671番地８
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
埼玉県八潮市大字南後谷956番地８　ウィズ草加701号室
債務者　櫛谷　裕之
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９２４号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地８　Ａ－１棟410号室
債務者　渡部　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９４号
埼玉県川越市大字的場2188番地１　コート瑞穂第１―101号室
債務者　新井　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５３号
埼玉県羽生市大字上岩瀬1974番地５、住民票上の住所埼玉県羽生市南羽生３丁目22番地１２―306
債務者　小林　聖子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３号
新潟県小千谷市片貝町6574番地
債務者　阿部　利勝
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５号
新潟県長岡市金沢５丁目２番16号
債務者　渡邉　　実
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第９号
新潟県見附市南本町２丁目18番43号
債務者　矢島　章雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
新潟県魚沼市堀之内601番地１
債務者　若井　　力
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
新潟県柏崎市西港町４番５―201号　ヴィラ西港
債務者　品田　武雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
札幌市中央区北４条東２丁目７番地１　シャルム北４条1110号
債務者　小笠原敏江
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７９号
札幌市北区屯田５条12丁目11番７号
債務者　中條　瑞美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
札幌市西区福井１丁目19番３号
債務者　前田　稔博
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部